

令和5年度
(2023)

事業計画書

社会福祉法人 昭寿会

目次	項	目次	項
1. 法人の基本理念	1	4) 各医療機関・委託医との連携	20
2. 法人概要及び沿革	1	5) 栄養士との連携	20
3. 評議員及び役員等	4	6) 感染対策	21
4. 理事会、評議員会の開催予定	4	7) 新型コロナウイルス等感染防止対策	21
5. 組織図	5	8) 年間計画	21
6. 各事業所支援員配置基準	6	(3) 食事提供	21
7. 事業所別利用者様の状況	7	1) 基本方針	21
8. 法人中長期計画	7	2) 重点目標	21
(1) 運営方針	7	3) 業務計画	21
(2) 収支計画	7	(4) 虐待防止対策	22
(3) 人事計画	7	(5) 利用定員充足・利用率向上計画	22
(4) 施設設備計画	8	(6) 建物・設備整備計画	22
(5) 財務・資金計画	8	1) 清掃	22
9. 本部事業計画	8	2) 居住棟・寝具管理	22
(1) 法人重点目標	8	3) 環境整備・廃棄物	23
(2) 庶務経理	9	(7) 年間計画	23
(3) 固定資産管理計画	10	(8) スキルアップ研修計画	23
(4) 人事	12	短期入所事業	24
(5) 人材確保	12	日中一時支援事業	25
(6) 衛生委員会	13	就労継続B型事業所 わいわい	25
(7) 交通安全	13	1. 基本方針	25
(8) 防災・防犯	14	2. 重点目標	25
(9) 地域交流及び地域福祉貢献活動	15	3. 利用者様への支援	26
(10) 福祉サービス・支援力向上計画	16	(1) 各生産活動業務計画	26
(11) 虐待防止	16	1) 椎茸栽培	26
(12) 苦情解決・ハラスメント対策	16	2) 園芸畑作	26
障害者支援施設 あかしや寮	17	3) 清掃業務委託事業	26
1. 基本方針	17	4) 移動販売	26
2. 重点目標	17	5) 飲食店(レストラン「味彩亭」)	26
3. 利用者様への支援	17	6) 請け負い作業	27
(1) 生活介護・施設入所支援	17	(2) 工賃向上の新規作業開発計画	27
1) 生活支援	17	(3) 就労移行へ向けた支援	27
2) 創作・文化活動	19	(4) 相談及び援助	27
3) 生産活動	20	(5) 生活支援	27
(2) 保健衛生	20	(6) 健康管理	27
1) 基本方針	20	(7) 食事提供	28
2) 重点目標	20	(8) 社会活動支援	28
3) 支援員・ご家族との連携	20	(9) 虐待防止対策	28

目次	項	目次	項
(10) 利用定員充足・利用率向上計画	28	4. 関係書類提出	37
(11) 建物・設備整備計画	28	放課後等デイサービス事業所	38
(12) 年間計画	29	放課後等デイサービス事業所	38
(13) スキルアップ研修計画	29	1. 基本方針	38
生活介護事業所 わくわく	30	2. 重点目標	38
1. 基本方針	30	3. 利用者様への支援	38
2. 重点目標	30	(1) 日中活動	38
3. 利用者様への支援	30	1) 生活支援	38
(1) 生活支援	30	2) 創作・文化活動	38
1) 食事介助	30	3) 自立課題	38
2) 入浴介助	30	4) 調理	38
3) 排泄介助	31	5) 園芸活動	39
4) 口腔ケア	31	6) 運動・体力作り	39
5) 創作・文化活動	31	(2) 健康管理	39
(2) 保健衛生	32	(3) 虐待防止対策	39
(3) 食事提供	32	(4) 家族連携	39
(4) 虐待防止対策	32	(5) 関係機関連携	39
(5) 利用定員充足・利用率向上計画	32	4. 利用定員充足と利用率向上計画	39
4. 建物・設備整備計画	32	5. 建物・設備整備計画	40
5. 年間計画	33	6. 年間計画	40
6. スキルアップ研修計画	33	7. 研修計画	40
共同生活援助事業所すみれハイツ	34	職員業務分掌	41
1. 基本方針	34	1. 各事業所役職者配置	41
2. 重点目標	34	2. 事業所職員配属表	42
3. 利用者様への支援	34	3. 行事予定・担当	44
(1) 日中活動	34	4. 委員会	44
(2) 健康管理	34	5. 業務分担表	45
(3) 食事提供	35	(1) 福祉サービス提供担当	45
(4) 虐待防止対策	35	(2) 建物・設備備品等管理保全	45
(5) 連絡会議	35	6. 利用者様担当職員	46
(6) 福祉サービスの向上	35	7. 火元管理者・清掃等責任者	48
(7) 建物・設備整備計画	35	「支援のための信条」	49
(8) 年間計画	36		
(9) 研修計画	36		
相談支援事業所 あかしや寮	37		
1. 基本方針	37		
2. 重点目標	37		
3. 相談者への支援	37		

本 部

1. 法人の基本理念

『みんなのために、あなたのために、わたしのために』

社会福祉法、障害者基本法、障害者総合支援法等の主旨に基づき、障害者の一住民としての地域参加と就労を進め、豊かな生活をおくる支援と地域福祉の向上に努める。福祉サービスの提供に携わる支援員の成長を目指す。

2. 法人概要及び沿革

(1) 実施事業

第一種社会福祉事業
障害者支援施設 あかしや寮 施設入所事業40名 生活介護事業40名 短期入所事業2名
第二種社会福祉事業
障害者福祉サービス事業 日中活動支援センター わいわい(WA I W A I)多機能型 主たる事業所： 就労継続支援B型事業所 わいわい 20名 従たる事業所： 生活介護事業所 わくわく 10名 介護サービス包括型共同生活援助事業所(グループホーム) すみれハイツ すみれハイツ5名 クリス6名 ベリー7名 一般障害者相談事業 特別障害者相談支援事業所 あかしや寮
児童福祉法事業 放課後等デイサービス事業所 キッズハウス ピッピ 障害児相談支援事業所 あかしや寮
公益事業
日中一時支援事業 若干名 おいらせ町、三沢市、八戸市、六戸町、五戸町からの委託事業(微々たる事業のため定款には登記せず)
収益事業
な し

(2) 法人沿革

年 月 日	事 由
昭和60年 2月26日 4月 1日 4月 1日	建物完成 精神薄弱者更生施設あかしや寮開設 心身障害児（者）短期入所事業開始
昭和61年 4月 1日 4月30日	工作室完成 車庫完成
昭和62年 7月 8日	温室完成（清水基金助成）
昭和63年 1月10日	石鹼製造作業棟完成（丸紅基金助成）
平成 2年 2月28日	体育館完成
平成 3年 5月31日	ハウス加温機設置（年賀はがき助成）
平成 7年 3月31日 10月 1日	軽作業班作業棟完成・洗濯棟完成 遊歩道完成
平成10年 4月 1日	知的障害者更生施設あかしや寮に名称変更（法の改正による） グループホームすみれハイツ開設
平成11年 4月 1日	心身障害児（者）巡回療育相談など事業開始
平成15年 4月 1日	支援費制度開始 心身障害児（者）巡回療育相談など事業廃止（制度改正による）
平成16年 4月 1日	通所部12名に増員
平成18年10月 1日 12月 1日	一体型共同生活援助・共同生活介護事業所 すみれハイツ開設 すみれハイツ1棟定員5名（制度改正による） 指定相談支援事業所 あかしや寮開設
平成18年 6月30日	グループホームクリス定員6名完成

年 月 日	事 由
平成21年 8月 1日	一体型共同生活援助・共同生活介護事業所 すみれハイツ 定員11名に変更(すみれハイツ 5名 クリス6名)
平成24年 1月31日 3月31日 3月31日 3月31日 4月 1日	グループホームベリ一定員7名完成 厚生労働省補助金にて自家発電装置設置 県の補助金にて自活訓練棟あかしやハイムを増改修して、日中活動支援センターわいわい(WA I W A I)と改名 知的障害者更生施設あかしや寮廃止 障害者自立支援法に定める新体系事業開始 障害者支援施設あかしや寮 施設入所支援40名 生活介護50名 日中活動支援センターわいわい(WA I W A I) 就労継続支援B型事業20名 一体型共同生活援助事業所 すみれハイツ定員18名に変更(すみれハイツ5名 クリス6名 ベリー7名)
平成25年 3月31日 4月 1日	一体型共同生活援助事業所すみれハイツ廃止 指定一般相談支援事業・指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業所あかしや寮認可 介護サービス包括型共同生活援助事業所すみれハイツ認可(制度改正)
平成27年 2月 1日 2月 1日	生活支援事業所わくわく(W a k u W a k u) 定員10名開設認可 障害者支援施設あかしや寮生活介護事業50名から40名に変更認可
平成29年 4月 1日	改正社会福祉法により、理事6~8名 監事2名 評議員7~9名に変更
平成30年 1月30日	(仮称)生活訓練棟完成
平成30年10月 1日	放課後等デイサービス事業所 キッズハウス ピッピ認可 定員10名(生活訓練棟を転用)
令和 元年 6月	あかしや寮A棟側アスファルト舗装道路全面改修工事
令和 2年	新型コロナウイルス感染対策用ユニットハウス2棟設置
令和 3年 2月	A棟・B棟・管理棟トイレの手洗い蛇口を自動水栓に交換

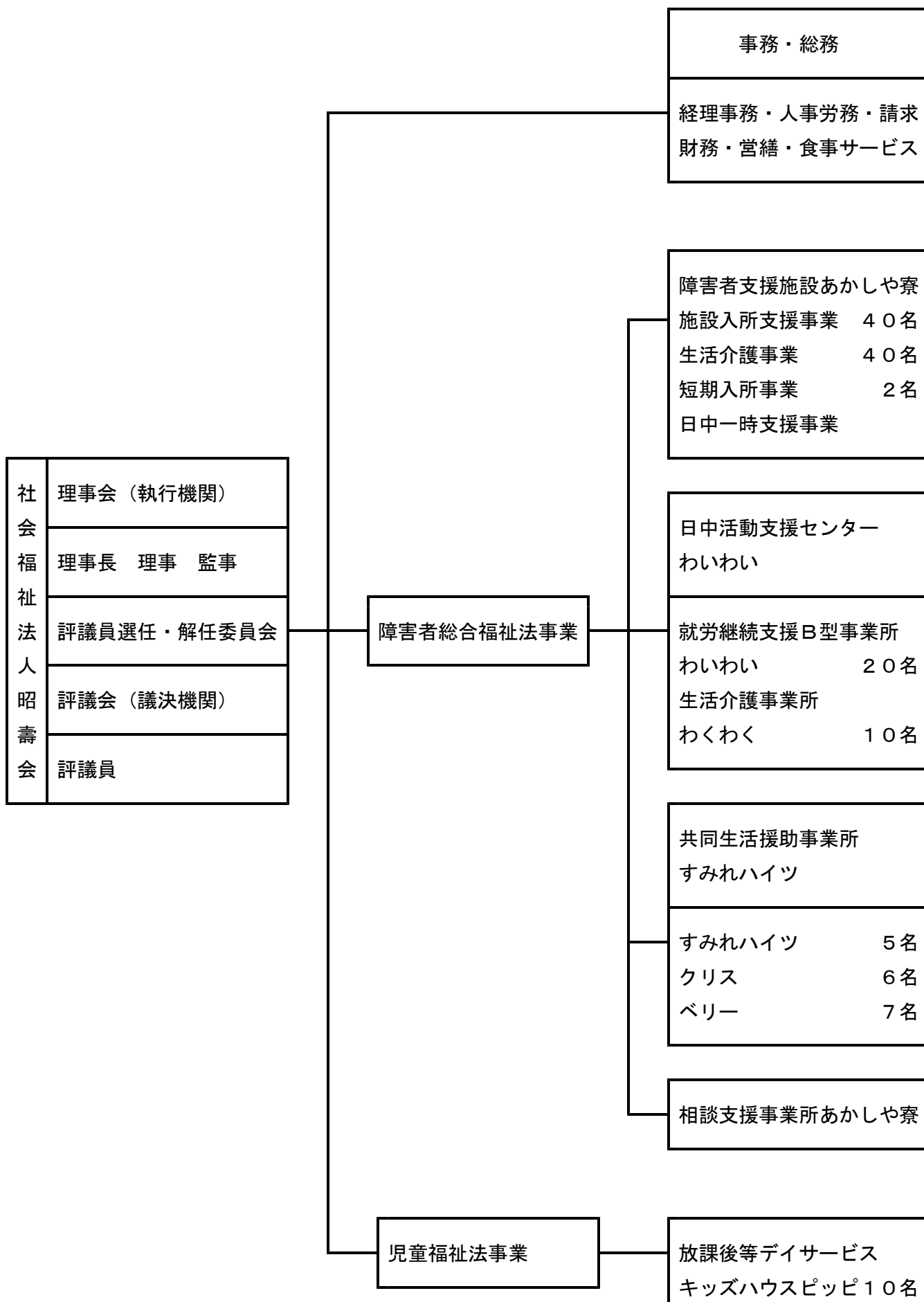
3. 評議員及び役員等

	評議員	理 事	監 事	評議員選任・解任委員
	7名～9名	6名～8名	2名	4名

4. 理事会、評議員会の開催予定

(1) 理事会	
第1回理事会 (5月下旬～6月上旬頃)	令和4年度事業報告 令和4年度決算報告 第1次補正予算 任期満了による次期理事・監事の評議員会への推薦案
第2回理事会 (6月下旬頃)	理事長選任
第3回理事会 (11月下旬頃)	上半期事業経過報告 第2次補正予算
第4回理事会 (3月下旬頃)	令和6年度事業計画 令和6年度当初予算案 第3次補正予算
(2) 評議員会の開催	
定時評議員会 (6月下旬頃)	令和4年度事業報告 令和4年度決算報告 任期満了による次期理事・監事の選任

5. 組織図



3. 各事業所支援員配置基準

(1) 障害者支援施設あかしや寮

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1		1			
サービス管理責任者	1	1				
生活支援員	16	12	2	2		1.4
看護師	1	1				
栄養士	1	1				
医師（嘱託医）	1			1		

(2) 就労継続支援B型事業所 わいわい

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1		1			
サービス管理責任者	1		1			
職業指導員	1	1				1
生活支援員	2	1		1		

(3) 生活介護事業所 わくわく

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1		1			0.1
サービス管理責任者	1		1			
生活支援員	2	2				2
看護師	1			1		0.1

(4) 共同生活援助事業所 すみれハイツ

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1		1			0.1
サービス管理責任者	1		1			
生活支援員	1.7		7		2	1.5
世話人	2			4	2	2.5

(5) 放課後等デイサービス事業所 キッズハウス ピッピ

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1		1			0.2
児童発達支援管理者	1	1				1
児童指導員、保育士	2	1		1以上		

(6) 相談支援事業所 あかしや寮

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1		1			0.1
相談支援専門員	1		4			1

事業所名	あかしや寮		わいわい		わくわく		すみれハイツ		キッズハウス		相談支援
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	登録数
入 所	40	37					18	9			23
通 所		1	20	12	10	8			10	9	16
短期入所	2										
日中一時											
地 域											1
平均区分	5.0		2.5		4.8		3.3		判定無し		
平均年齢	49.9		43.5		34.7		51.5		11.0		

8. 法人中長期計画

多様な福祉ニーズに対応できる体制を整え、ガバナンスと法人経営の透明性を高め、地域社会に対して公益性を示し、障害者福祉の担い手としての専門性を発揮し、良質な福祉サービスを安定的、継続的に行う。

(1) 運営方針

- 1) 法人の経営理念に添って事業を推進していく。
- 2) 地域ニーズの調査、ニーズに即した総合的、一体的、効果的なサービスの提供、先駆的事业への挑戦及び社会貢献事業を推進し、公益性を高める。
- 3) 地域住民や社会に対し、広報誌の定期発行やインターネットを活用し、積極的な情報公開を推進し、法人事業の理解を得る。

(2) 収支計画

- 1) 施設入所・通所事業所の効率的運営による稼働率の向上で適正利益を確保し、経営基盤の強化を図る
- 2) 市町村他関係機関及び法人内事業所との連携強化を行い、利用拡大を図る。
- 3) 法人内各施設だけではなく、他法人との連携を図り、グループホームの利用者を増やす。

(3) 人事計画

- 1) 人事制度の見直しを行う。
- 2) 社会福祉士・介護福祉士などの資格取得を支援する。
- 3) 計画的な研修体系の構築及び積極的な参加によりスキルアップを図る。
- 4) 計画的な人事異動ができるよう取り組む。

(4) 施設設備計画

- 1) 障害者支援施設あかしや寮の施設設備老朽化対策
- 2) グループホームすみれハイツの施設設備等経年劣化対策
- 3) 就労継続支援B型事業の活性化を進めるため、販売所の整備

(5) 財務・資金計画

施設設備整備費積立金の継続的実行により、自主財源の確保・財源基盤の強化を図り、将来の施設設備整備費の確保する。

9. 本部事業計画

(1) 法人重点目標

新型コロナウイルス感染が全世界に広がってから3年以上が経過した。福祉サービス現場の活動は様々な制約を受けてきた。

国の感染対策も屋内外問わず、マスクの着用は自己判断となり、感染症2類扱いから、季節性インフルエンザと同様の5類に変更されることになり、感染拡大前の日常生活へと戻りつつある。

しかし、新型コロナウイルスが消えたわけではなく、ワクチンが効かない変異株が、いつまた爆発的に感染拡大を引き起こすかわからない状況にある。基礎疾患や身体機能が低下している利用者がある当事業所では、感染防止対策を怠ることなく、継続していく必要がある。

この3年間、入所施設及びグループホームの利用者と家族には、面会制限と外出泊制限を行ってきたが、感染対策を十分に行い、平常に戻していくことを目指す。

入所施設、通所事業所とも、利用者の高齢化と重度化が進んでおり、入院や介護施設への移行が見られている。各事業所とも定員割れの状況にあり、財務面でも減収が見られている。利用者の獲得に向け、全職員が知恵を出し合い、選ばれる事業所にしていくための環境整備を行う。

入所施設は建築後38年が経過し、外壁の損壊が一部に見られている。各グループホームも室内外のリフォームの時期であるため、計画的に工事を行っていく。

燃料費、電気料金、食料品、消耗品などあらゆる物が値上がりしている。予算の目処が立てにくい事態であるため、節約に努め、補助金、助成金の情報を逃さないように心がけていく。

慢性的な人材不足のため、ハローワークだけではなく、今年度も人材紹介会社の利用をしていく。

離職防止のため、キャリアパスの再構築を行い、職員が将来設計を立てられ、や

りがいを持って働き続けるようにしていく。

新卒者獲得のため、初任給を大幅に引き上げる企業が増え、国が定めた報酬額で経営している福祉現場には、不利な状況にある。国が福祉人材確保対策をどのように行っていくか、動向を見極めて対策をしていく必要がある。

(2) 庶務経理

1) 基本方針

社会福祉法人の会計基準を遵守し、財務管理を行う。全事業所の利用状況を正確に把握し、給付費の過誤申請を減らし、無駄のない業務遂行に努める。

各事業所とも、新規利用者が増えていないため、収支とコストの情報を発信し、全職員が利用者獲得とコスト削減の意識を持つよう働きかけていく。

2) 重点目標

- ① 事務業務の統一化のため、マニュアルの作成とOJTシートの見直しを行い、全事務員が業務を漏れなく正確に行えるようにする。
- ② 各部署が無駄に在庫を保有することがないように、各部署から発注される消耗品等の在庫管理を徹底する。
- ③ 備品、消耗品の購入に当たっては、見積もり比較だけではなく、代替品の検討も含め、コスト削減に取り組む。

3) 業務計画

① 経理業務

収支の現状と今後の予測を考え、健全な財務管理を行うため、給付費等の収入と購入物品などの請求、未払い、未収金について、報告と連絡を取り合い、処理が遅れることのなく、会計ソフトに入力する。

税理士事務所の月次報告は2ヵ月遅れとなるため、各事業所からの稼働率などの情報を得ながら、日々の経理状況の予測の精度をできる限り高めていく。

② 請求業務

給付費の返戻・過誤がないように、各事業所からの利用日数、給食や送迎の利用の有無等を正確に把握して請求を行う。

利用者の受給者証有効期限、支援区分の変更について、的確に把握して請求の過誤がないよう心がける。

③ 文書管理

利用者、職員の個人情報に記載された書類は、施錠できる書庫に保管し、事務員以外は取り出せないようにする。

利用者から管理を依頼されている年金証書、愛護手帳などを持ち出す場合は、所定の書式の提出を徹底し、所在を明確にする。

公的機関、一般企業、団体から送付される文書は直ちに、正確に分類した上でファイリングを行い、必要時に速やかに取り出せるように整備する。

④ 年間計画

月	法人関係	職員関係
4	創立記念日	福祉医療機構退職共済加入職員届 青森県民間社会福祉事業所職員共済加入届
5	監事監査 理事会 財務諸表等提出	障害福祉サービス等情報公開制度提出 決算報告書 現況報告
6	定時評議員会・理事会・資産登記	夏期賞与支給
7		処遇改善加算実績報告
8		
9		
10		
11	理事会・年賀状準備	
12	お歳暮	冬期賞与・各事業所懇談会 グループホーム転送届 ストレスチェック予約 利用者ゆうちょ定期更新
1		利用者確定申告準備 処遇改善加算臨時特例交付金実績報告書
2		廃棄物減免申請
3	理事会・評議員会	

(3) 固定資産管理計画

1) 基本方針

固定資産台帳に載っている建物と備品の管理を行い、不具合が生じた場合は、事業継続に支障が起きないように直ちに処分する。

2) 重点目標

- ① 既存の建物・設備の整備と精査を行い、使用可能な期間をできるだけ延長する。
- ② 職員全員が建物と備品の維持管理に携わっているという意識を持ち、大事に使用する意識付けや協力体制を培う。

3) 業務計画

事業所全体の保守管理を行い、改善が必要な場合は、随時対応していく。

4) 年間計画

① 事業所の保守管理

	内 容	担 当	備 考
4			
5	水質検査	あかしや寮 わいわい	食と水の検査センター
6			
7			
8	浄化槽清掃点検	あかしや寮 わいわい	
	水質検査	あかしや寮 わいわい	食と水の検査センター
9			
10	暖房機器点検		
11	水質検査	あかしや寮 わいわい	食と水の検査センター
12			
1			
2			
3	水質検査	あかしや寮 わいわい	食と水の検査センター
年1	エレベーター保守点検	わくわく	日立ビルシステム
その他	3年毎 建築物定期点検	あかしや寮	

② 事業所建物・備品管理

事業所	整備内容
あかしや寮	B棟支援室横居室外壁破損部分補修及び居室床の張り替え
あかしや寮	非常用発電機2か所屋根設置工事（昨年度未達成）
あかしや寮	B棟リビングホール及び廊下床張り替え（昨年度未達成）
あかしや寮	照明用非常発電機設置工事（昨年度未達成）
あかしや寮	浴室脱衣場の壁、床張り替え
あかしや寮	食堂前ウッドデッキ撤去工事（昨年度未達成）
あかしや寮	ウッドデッキ撤去後のコンクリート土間工事（昨年度未達成）
あかしや寮わいわい	アスファルト舗装面凍害亀裂補修
G H クリス	老朽化に伴うソーラー温水器点検（昨年度未達成）
G H すみれハイツ	外壁リフォーム及び屋根塗装
キッズハウスピッピ	玄関・エントランスタイル張り替え工事
キッズハウスピッピ	プレハブハウス撤去工事
全事業所	冷暖房機器の点検及び修理・交換

(4) 人事

1) 基本方針

法人の理念を理解して、障害者児の福祉を担う人材を育成し、提供する福祉サービスの知識と技術の向上を目指すことにより、業務への意欲を喚起する。

2) 重点目標

福祉の仕事に携わることの意義を再確認して、他者の幸せのために働くことが、自身の幸せと人間として成長することに共感し、仕事に対して前向きになれるような職場作りを目指す。

3) 事業計画

- ① 昇給、賞与、処遇改善費、特定処遇改善費、処遇改善特別交付金などの配分方法について検討を行い、福祉サービス向上のために、貢献した職員が評価される体制作りに努める。
- ② 慢性的な人手不足が続いているため、障害福祉現場で利用できるデジタル機器の情報収集と導入を行い、業務の省力化を促進する。
- ③ 外部研修や先進施設の見学を再開し、職員の研修の機会を確保していく。オンライン研修も継続していき、研修の機会を増やす。
- ④ 職員の自己教育を推進するため、専門書やDVD等の視聴覚教材を充実させる。
- ⑤ 事業継続に必要なサービス管理責任者研修・強度行動障害研修・相談支援専門員研修の参加を促し、人材育成に努め、法人の事業推進に役立てる。

(4) 人材確保

1) 基本方針

障害のある人の生活を支え、その人の幸せについて考え、その実現を目指し、努力する職員の獲得を目指す。

2) 重点目標

- ・ハローワークなどの求人票の見直しを常に行い、その時々々の社会情勢に合わせた、賃金額や求人案内文を作成し、障害児者福祉の仕事に興味を持ってもらえるように工夫する。
- ・ホームページ内に求人ページを作成し、随時更新して、常に新しい情報発信を行う。

3) 業務計画

ハローワークだけではなく、人材紹介会社・人材派遣会社も利用した求人を行っていく。その他様々な採用ツールの情報を収集し、活用していく。

学生の採用のため、学校等の訪問を行い、法人事業の紹介と就職担当者と良好な関係を作るように努める。

初任給を増額する企業が増える状況下で、給付費を財源とする社会福祉法人では、一層の経営努力が必要となる。給付費単価改定や様々な加算の情報を収集し、今後の初任給改定を計画する。

(6) 衛生委員会

1) 基本方針

職員が心身ともに健康な状態で働ける環境の整備を行い、労働災害、労働疾病の予防に努める。

2) 重点目標

- ① 新型コロナウイルスに感染予防の規制緩和に伴い、感染のリスクが高まるため、定期的な抗原検査による感染の早期発見に努める。
- ② 新型コロナウイルスだけではなく、食中毒、季節性インフルエンザ等の感染症予防のため、手洗い、手指消毒、マスク着用の継続と徹底、換気、三密の回避などの基本的感染予防対策が形骸化しないよう職員全体へ働きかけていく。

3) 事業計画

- ① 職員が心身ともに健康で働けるよう、定期健康診断とストレスチェックを行う。
- ② 健康且つ安全に働くために、改善点を検証し、業務改善を行う。

4) 年間計画

月	内 容
4	
5	定期健康診断 世界禁煙デー
6	熱中症対策
7	感染症予防対策研修会
8	
9	
10	夜勤勤務従事職員健康診断 全国労働衛生週間
11	インフルエンザワクチン接種
12	
1	
2	ストレスチェック実施
3	

※毎月最低1回は会議を開催。

(7) 交通安全

1) 基本方針

交通ルールやマナーを遵守し、交通事故ゼロを目指す。

業務に使用する車両は、運転者、利用者の安全を確保するため、シートベルトの確実な着用と法定速度を守り、安全確認を徹底する。

2) 重点目標

- ① 安全運転への自覚と責任を持ち、法令および法人規程を遵守する。
- ② 運転前後のアルコールチェックを実施し、酒気帯びの確認、防止に努める。
- ③ 運転前後の車両確認を実施し、不良箇所等の早期発見に努める。
- ④ 事故が起きた時は、事故原因の分析と再発防止に努める。

3) 業務計画

- ① 洗車、工具類の点検を定期的実施する。
- ② 安全運転管理者講習後には研修内容を職員会議などで伝達し、職員の交通安全と交通ルールへの意識を高める。
- ③ 車両の点検を毎月行い、不良箇所の早期発見と修繕を実施する。
- ④ 降車時に利用者が置き去りになるなどの事故が起きないように、チェック表を各車両に設置し、事故防止を徹底する。
- ⑤ 安全運転マニュアルやチェック表などの体制整備を見直し、実施する。

(8) 防災・防犯

1) 基本方針

火災や地震、風水害などの非常事態に備えた防災訓練などを計画的に実施し、地域の各関係機関と連携し、防災体制の強化に努める。

大規模災害、火災等に対する適切な対応ができるよう、防災訓練を通して、利用者・全職員の防災意識を高めていく。

2) 重点目標

- ・火災、地震、風水害、パンデミックなどのあらゆる災害時に対応できるように、BCP（業務継続計画）マニュアルに沿った防災訓練を実施する。
- ・障害福祉事業所でのBCP作成は、令和6年から義務化となる。そのため、災害や感染症が発生した場合、利用者の実態に配慮したBCPを作成する。

3) 事業計画

① 消防訓練

4月から11月にかけて、消防署からの検証マニュアルを基に防災訓練を実施する。

② 炊き出し訓練

7月に災害時にライフラインの確保ができない状況を想定した、炊き出し訓練を実施する。職員が実際に非常食の炊き出しを行い、利用者へ提供する。また、防災倉庫等の備蓄品の確認を定期的に行う。

③ 総合防災訓練

11月に各行政機関と地域防災協力隊を交えての合同防災訓練を行う。

④ 救命救急法

消防署、警備会社などへ依頼し、緊急時に的確且つ迅速な対応が取れるように、AEDの使用方法などの救命救急法を学び、職員のスキル向上に努める。

⑤ 消防用設備点検

防火機材会社による消防用設備点検を9月と3月に実施する。9月は総合点検、3月は機器点検となる。

毎月の防災訓練時には各非常用発電機の点検や試験運転を実施する。

害虫駆除や除草作業を行い、緊急時に消防用設備などが正常に作動するよう保守点検を徹底する。

⑥ 防犯対策

職員などに対する危機管理意識を高めることを目的とし、警察署や警備会社等の協力を得て、防犯対策講習や防犯訓練などを実施する。

⑦ リスクマネジメント

利用者に安心・安全に生活ができる環境を提供するため、定期的に施設内外の安全点検を行い、不良箇所などがあった場合は、直ちに補修する。

事故報告やヒヤリハットなどの事例を検証し、利用者の事故防止と安全対策の徹底、再発防止に努める。

4) 年間計画

訓練項目	実施月	訓練内容及び点検事項
避難訓練	4月 5月 6月 8月 9月 10月	避難誘導訓練、初期消火訓練、避難誘導放送訓練 スプリンクラー室・非常用発電機等の設備点検
マニュアル検証 炊き出し訓練	7月	避難誘導訓練、初期消火訓練、避難誘導放送訓練 非常食・防災器具の利用 スプリンクラー室・非常用発電機等の設備点検
総合防災訓練 救命救急法講座	11月	避難誘導訓練、初期消火訓練、避難誘導放送訓練 救命救急法 スプリンクラー室・非常用発電機等の設備点検
防災・防犯教育	12月 1月 2月 3月	防災・防犯教育 スプリンクラー室・非常用発電機等の設備点検

(9) 地域交流及び地域福祉貢献活動

1) 基本方針

利用者が地域の一員であることを自覚し、地域行事への参加を行う。施設行事への案内、施設設備の開放を積極的に推進する。

2) 重点目標

① 地域の方々との交流や日頃の施設運営への協力に対する還元の間として感謝祭を開催する。

② 地域行事などを利用して、法人のパンフレットを配布し、法人の事業について広く紹介する。

・地域行事への参加や地域の清掃活動などを通じて、地域の方々との交流を深める。

3) 業務計画

- ① 新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、感謝祭を開催する。
- ② 地域貢献のため、事業所外の環境整備を行い、美化活動に努める。
- ③ ボランティアの受け入れを行う。

(10) 福祉サービス・支援力向上計画

より良いサービス提供ができるように、利用者に満足度アンケートを実施し、評価・改善を行う。

職員を対象に福祉サービス評価を実施し、提供している福祉サービスの評価を行い、支援の改善を行う。

各事業所の現状に合わせたスキルアップ研修を実施し、支援力向上を目指す。

(11) 虐待防止

利用者の人格と人権を尊重した支援サービスを提供するため、法人が定める「虐待防止マニュアル」に基づき、虐待防止についての研修や虐待・不適切行為チェックリスト等を用いて検証を行う。虐待等に対する意識をさらに深め、虐待防止への取り組みを強化する。

毎月虐待防止委員会を開催し、虐待防止のための啓発活動や虐待に対する意識改革と虐待防止の徹底に努める。

(12) 苦情解決・ハラスメント対策

1) 基本方針

法人が定める苦情解決規定のとおり、施設・事業所が提供する福祉サービスに対する苦情を適切に解決し、利用者の満足度を高め、利用者の権利擁護とサービスを提供する職員の信頼と適正な対応を高めていく。権利擁護を念頭におき、利用者を主体とした福祉サービスの改善に努める。

苦情を隠さず、社会性や客観性を確保した一定のルールに基づき、解決に当たることにより、公正な解決に取り組む。

ハラスメント行為の早期発見をすることで、トラブルを未然に防ぎ、環境改善につなげる。就業環境が害されることのないように、適切に対応できるように必要な体制を整備する。

2) 重点目標

・いつでも苦情や要望、相談を受けられるようにする環境を整える。

3) 業務計画

4月に利用者に対して、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知する。

相談や苦情などには、速やかに対応する。

障害者支援施設 あかしや寮

1. 基本方針

利用者の権利と意思を尊重し、障害特性に配慮した日常生活、社会生活を送れるように支援する。

その人らしく笑顔で過ごせる施設を目指す。

2. 重点目標

- ① 利用者の意思を尊重するために、アセスメントを行い、利用者への理解を深める。
- ② 野菜栽培活動に力を入れ、色々な野菜や果物を植え、収穫する喜び、食する喜びを感じていただく。農作業を行う事により、体力の維持、気分転換に役立てる。
- ③ 利用者の能力に応じた自立した日常生活に近付けるように、利用者のできることを一緒に考え、実行する。利用者と一緒に活動し、適切な支援を行うことで、できることを増やしていく。
- ③ 虐待についての研修や自己チェックシートを活用し、組織として虐待を起こさないよう、職員の権利擁護についての意識向上を図る。
- ④ 利用者一人ひとりの個別目標等を職員が共有し、笑顔で楽しく、健康に生活できるように支援する。
- ⑤ 利用者支援マニュアルを全支援員が理解し、統一した支援・サービスの提供に努める。

3. 利用者への支援

(1) 生活介護・施設入所支援

1) 生活支援

利用者の個性に合わせ、食事、入浴、排泄等の日常生活全般に関わる支援を行う。利用者ができることは何かを見極め、支援が必要なことは何かを確認して、職員間で情報共有する。

利用者に必要な支援が実施されているか、生活支援担当の支援員が確認表を用い、支援状況を確認し、週毎の重点計画を立案し、他支援員に伝達する。

① 食事介助

食器や食卓の変更、姿勢保持の用具などを工夫し、誤嚥を予防し、安全に楽しんで食事ができるよう、介助を行う。特に嚥下機能が低下している利用者は、食事の形態に配慮し、誤嚥防止に努める。飲み込みが難しくなっている利用者は、情報共有を行い、早期発見に努める。

水分補給確認表を活用し、利用者の一日の水分摂取量を把握し、脱水症予防に努める。

食事のルール、マナーについて、教育・支援を行い、意識付けをしていく。

② 入浴・清拭

週3回の入浴を行うことで、身体を清潔に保つことと心身のリラックス、身体の疲れを癒やす。

入浴時に全身を確認することにより、皮膚トラブルや内出血など異常の早期発見に努める。

温度は40度前後に設定するとともに、利用者の入浴前に温度確認を徹底する。

入浴日以外であっても、利用者からの要望があれば、シャワー浴を提供する。発熱などにより、入浴ができない利用者は、清拭を行い、身体の清潔を保つ。

③ 排泄介助

一人でトイレに行くことが難しい利用者、尿意、便意を訴えることが難しい利用者に対しては、定時排泄を促したり、付き添いをするなどの介助を行う。

介助が必要な利用者は排泄の記録をとり、排便状況を確認し、看護師と情報共有を行う。

排泄確認表は、その日のリーダー支援員が確認を行い、記入漏れがないよう留意する。

④ 整容

起床時は、洗顔、整髪を行い、身だしなみを整えるように声掛けを行う。

男性は毎朝髭剃りを行い、女性は週に一度、顔の産毛を確認する。髭剃りなど一人でできない利用者に関しては、できるところまで見守り、できない部分を支援、介助する。

毎週末には、手足の爪切りを行う。

⑤ 口腔ケア

口腔内を清潔にすることにより、虫歯、歯周病の予防に努める。

年2回歯科検診を実施する。

⑥ 衛生

食事前に、手洗いと手指消毒を実施する。感染症予防対策として、マスク着用を推奨するが、強制はしない。職員は、感染症を外部から持ち込む可能性が高いため、厚生労働省の指針に従い、マスクを着用して支援にあたる。

朝の集会などの場を活用し、手洗いの仕方の確認や清潔にすることの大切さを伝え、利用者の意識向上に努める。

ドアノブ、手すりなどの消毒を継続し徹底する。定期的に換気を行い、室内に新鮮な空気を取り入れる。

毎週土曜日は、トイレスリッパを交換し、洗浄と消毒を行う。

⑦ 軽運動

生活習慣病予防やメンタルヘルスのため、運動を行う。利用者が楽しんで取り組むことができるように、ゲーム的な要素を取り入れ、意欲的に参加できるように工夫して行く。

天気の良い日には、敷地内を散策、外気浴を行う。

⑧ 生活訓練

居室の掃除や自分の衣類の洗濯を行うことにより、生活能力の維持、向上を図

る。今までできなかった利用者にも、簡単な掃除など一人ひとりの実態に応じて自分で取り組めるよう支援する。

洗濯機の使い方、衣類のたたみ方など、支援の仕方を職員間で共有し、統一した支援を行っていく。

⑨ 自治会支援

自治会会長が朝会の司会を行う。

朝会の中で生活上の問題や要望を聞き、利用者間で話し合い、問題を解決できるよう必要に応じて職員が介入する。

⑩ 苦情解決

利用者同士のトラブルを防ぐため、活動場所や座席など環境への配慮を心がける。

トラブルが起きた場合は、仲介に入り、問題解決に努める。

朝の会で施設に対する要望や不満、職員への意見を出してもらい、迅速に対応する。

2) 創作・文化活動

① 創作活動

利用者の感性の表現を促し、作品として残せるように様々な素材や道具を準備する。

作品は、各種作品展に出品する。入選した場合は、施設内でも表彰式を行い、利用者の自信と意欲を引き出す。

創作活動の作品は、広報や法人の年賀状に使用することで、多くの人に見てもらえるよう工夫していく。

創作活動年間計画

月	内容	月	内容
5	草・花・虫の写真を撮ろう	1 1	辰の絵を描こう
7	うちわを作ろう	1	書初をしよう
9	紅葉アートを作ろう	3	桜の壁面飾りを作ろう

② ダンス・体操

音楽に合わせて、ダンスを行う。リズムに合わせて身体を動かすことで、身体の柔軟性や体力の向上を目指し、脳の活性化を促し、認知症を予防につなげる。

体力作りや肥満防止のため、有酸素運動を取り入れる。

3) 生産活動

① リサイクル活動

地域に協力していただき、空缶、段ボール、鉄くず、新聞紙などを回収し、リサイクル活動を行う。利用者は選別作業を行い、それを業者に売却し得た収益は作業量に応じて、工賃として支払う。

作業で出た産業廃棄物に関しては、毎月処分し、作業場所の環境美化、環境整備に努める。

空缶回収に使用した袋は、洗って再利用することで処分料金の削減に努める。

② 野菜栽培活動

ビニールハウスを整備し、胡瓜、茄子、ミニトマト、ピーマンなどの野菜を栽培する。畑では、大根、人参、ジャガイモ、枝豆、トウモロコシ、菊芋などを栽培する。

利用者は、水やり、雑草取り、収穫作業を行う。収穫した野菜は、収穫祭で食事として提供する他、販売所を設置して地域に販売する。

(2) 保健衛生

1) 基本方針

利用者が安心して、健康に生活することができるように情報収集、分析を行う。他職種の職員と連携し、健康管理を行う。

2) 重点目標

- ・ 情報収集や医療機関との連携により、看護の知識・技術の向上に努め、利用者の状態に応じて、冷静な判断と対応ができるように努める。
- ・ 利用者の健康状態を把握し、異変の早期発見・早期対応に努め、必要に応じて専門医を受診するなど、総合的な支援を行う。

3) 支援員・家族との連携

情報を共有し、利用者の健康に関する質問や相談に対応する。いつもと様子の異なる利用者がいた場合は、家族に連絡する。

施設で対応ができない疾患や検査は、家族に協力を依頼する。

4) 各医療機関・嘱託医との連携

日頃から、各医療機関との良好な関係の構築に努め、連絡を密に行う。新型コロナウイルスが5月から感染症5類となることから、受診できる医療機関が増えるため、事前に医療機関との協力体制を構築する。

5) 栄養士との連携

利用者の体重の変動や定期健診での指摘事項、医師の指示等の情報を共有し、治療食、補助食品の検討等を依頼する。

6) 感染対策

ガウンテクニックや嘔吐物処理の方法についてレクチャーする。

感染症流行時期には、全職員に感染防止対策の情報を伝え、三密の回避、消毒、換気など基本的感染防止を徹底させ、クラスターの発生を防ぐ。

7) 新型コロナウイルス感染防止対策

国の方針・ガイドラインに沿って対応する。

衛生委員会と連携し、職員と利用者の健康維持を図る。

8) 年間計画

月	予定		予定
4		10	おいらせ町集団検診
5	前期健康診断	11	おいらせ町集団検診 インフルエンザ予防接種 後期健康診断
6	前期健康診断	12	
7		1	
8	前期歯科検診	2	
9	おいらせ町集団検診	3	

(3) 食事提供

1) 基本方針

栄養バランスの取れたメニューの作成や調理方法の改善などを行い、栄養面から健康な食生活を提供する。

季節感があり、バラエティーに富んだメニュー作りと行事食など魅力ある食事を提供するため、利用者や他職種の職員からも意見、アイデアを求め、施設での食事が更に楽しくなるように努める。

2) 重点目標

- ① 食事の摂取状態の観察や残食状況の確認を行う。
- ② 嗜好調査や日々のコミュニケーションなどによる嗜好の把握を行い、食事が施設での生活が楽しくなる、大きな要素となるように日々努力していく。

3) 業務計画

① 献立

日本人の食事摂取基準に準じて、利用者の身体状態や活動量等を基に給与栄養目標量を設定し、必要栄養素を十分に摂取できるよう配慮する。

毎月、調理員による新メニュー、ビュッフェ、選択メニュー、様々な地域の郷

土食等を献立に組み入れ、楽しんで食事をしていただけるよう努める。

6月、11月の嗜好調査時には、調査の仕方について吟味し、多くの声を献立に反映出来るよう努める。

② 調理

調理員の技術を生かした食事を提供する。

切り方や盛り付けなど工夫をして、食欲が湧くように努める。

適温での食事提供が守られるように、直前での盛り付けを行い、温かい物は温かく、冷たい物は冷たいうちに提供し、おいしく食べてもらえるように配膳ルールを徹底する。

③ 衛生管理

大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守し、食中毒防止に努める。

④ 健康管理

食事摂取状況を把握し、咀嚼・嚥下機能の低下などが見られた場合には、他職種の職員共同で協議し、利用者の食べ方に合わせた食器の見直しを行う。

看護師と連携し、利用者の体重の増減や栄養状態・食事摂取状態を把握して栄養補助食品や食事の提供方法の見直しなどを行う。

(4) 虐待防止対策

① 権利擁護や虐待防止についての研修を繰り返し行い、周知、徹底を図る。

② セルフチェックリストを用い、日々の支援を振り返る機会を作り、虐待の未然防止を図る。

(5) 利用定員充足・利用率向上計画

① 特別支援学校や相談支援事業所へ情報発信を行い、利用定員の確保に努める。

② 体験入所や体験利用の申込みがあれば、感染対策をした上で実施する。

(6) 建物・設備整備計画

1) 清掃

① 前期・後期の2回、施設内の大掃除を実施する。

② 毎食後、食堂のテーブル・椅子の消毒、床の掃除を実施する。

③ 日中活動後は、多目的ホールや使用場所の掃除を実施する。

2) 居住棟・寝具管理

① 7月に掛け布団、敷き布団一式と枕の交換を行う。

② 10月～11月に気候に合わせて、掛け布団を2枚掛けにする。布団が汚れた場合には随時交換、補充をする。

③ 定期的に施設内外の破損箇所の確認を行い、不備が見つかり次第、修繕を行い利用者が過ごしやすい環境づくりに努める。

3) 環境整備・廃棄物

① 環境整備

利用者が気持ちよく生活、活動ができるよう、屋外の植木や庭等の手入れ、施設内外の環境を整える。年2回、害虫駆除を実施する。

② 廃棄物

廃棄物を種別毎に分類し、毎月処分、報告を行う。定期的にゴミ集積所の環境美化に努める。

③ 建物・設備管理

定期的に建物、設備の点検を行い不具合箇所があった際には直ちに改善を行い、利用者が安心、安全に過ごせる環境作りをする。

(7) 年間計画

月	内容	月	内容
4	昭壽会創立記念日	10	ハロウィン飲食会
5	レクリエーション大会	11	紅葉狩り、総合防災訓練
6	おやつバイキング	12	感謝祭、忘年会
7	七夕	1	お正月
8	夏祭り	2	節分
9	収穫祭	3	ひな祭り

(8) スキルアップ研修計画

質の高い福祉サービスの提供を目指し、衛生面や支援技術面など様々な知識を習得する機会とする。虐待防止についての研修を年度内に3回行い、権利擁護の意識の向上に努める。

月	内容	月	内容
4	事業計画書読み合わせ	10	障害の種類、特性について
5	ビジネスマナーについて	11	AEDの使用方法について
6	ガウンテクニック、嘔吐物処理方法について	12	虐待防止、権利擁護について
7	虐待防止、権利擁護について	1	マニュアル読み合わせ
8	個別支援計画書作成のポイント	2	障害の種類、特性について
9	誤嚥時の対応について	3	虐待防止、権利擁護について

短期入所事業

1. 基本方針

障害者を抱える家族の事故や疾病などの緊急時に、短期間の施設入所支援を行う。

利用者と家族の要望を尊重し、安心・安全な生活を過ごせるように、利用者のニーズに応じた支援を行う。

短期入所申し込み時は、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染予防の為、体調に問題がないことを確認し受け入れをする。

2. 重点目標

- ・利用者のニーズに応じた支援を基本とし、安全面や健康管理に配慮する。家族との連絡を密に行い、安心してご利用いただけるよう支援する。
- ・利用時に必要な所持品は、チェックシートなどにまとめ、利用者の来所時と退所時の所持品の管理や確認を徹底する。
- ・利用日当日の勤務者へ申し送りをし、短期入所者のケース入力の徹底を図る。

3. 業務計画

- 1) 心身共に健康で快適な生活が出来るよう、食事、排泄、入浴、睡眠などの日常生活の支援と日中活動の提供を行う。
- 2) 利用者と家族に対して、利用の説明と報告・連絡・相談を密に行い、信頼関係を築くように努める。

日中一時支援事業

1. 基本方針

日中における活動の場や様々なプログラムの提供を行うことにより、余暇時間の充実や他者と触れ合う機会を提供する。

利用者家族の一時的な休息を確保することにより、障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

2. 重点目標

- ・利用者のニーズに応じた支援を基本とし、安全面や健康管理に配慮する。家族との連絡を密に行い、安心してご利用いただけるよう支援する。
- ・利用時の所持品は、チェックシートなどを活用し、管理を徹底する。

3. 業務計画

心身共に健康で快適な生活が出来るよう、食事、排泄、入浴、睡眠などの日常生活の支援と日中活動の提供を行う。他利用者様の安全が確保出来ないと判断される場合は、家族へ説明し、利用をお断りする。

就労継続支援B型事業所 わいわい

1. 基本方針

利用者が働く喜びと生きがいを持ち、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、利用者主体の就労の機会を提供する。

利用者を取り巻く社会資源、関係機関との連携を図り、充実したサービスを提供する。

高齢化に伴う体力、判断力の低下、体調面や心理面などにも配慮し、一人一人に適した作業を導入し活動を充実させる。

利用者、職員ともに労働安全を意識させ、作業中の事故や怪我を未然に防止する。

2. 重点目標

① 定員の確保、利用率の向上

定員割れが長く続いており、事業収益が上がらない状況にある。入所施設あかしや寮と同じ敷地内にあるため、いまだに同一事業所と認識されているケースが見受けられる。就労系の事業所であることを更にアピールし、作業内容を地域に紹介していく。

② 平均工賃の増額

平均工賃15,000円を目指す。生産活動を通じて、一定水準の売り上げを確保できるように、作業工程の見直し、コスト管理、収益性の高い作業の導入など、全職員が知恵を絞って、利用者の所得保障に努める。

③ 感染症予防の徹底

新型コロナウイルス感染症対策に関して、制限が解除されつつあるが、ウイルスは消えた訳ではない。引き続き、手洗い、手指消毒、換気などの対策を行い、感染防止に努める。

④ 利用者個々に適した作業の提供

利用者の適正に合った作業や活動を提案し、個々の利用者が活躍できる環境づくりを進める。

⑤ 生産物の新規販売先、利益の確保。

コロナ禍で控えていた地域のイベントや行事へ出店を再開し、収入の増加を図る。出店することで事業所を知っていただき、外部販売も行っていることを宣伝する。外部販売は、昼だけではなく、今後夕方にグループホームの敷地内に販売者を置き、惣菜の販売を行うことも検討していく。お客様が外部販売を楽しみに思ってもらえるような商品開発を行う。

⑥ ランニングコストの削減

物価高のため、節電、節水に努め、物品の在庫管理を徹底し、コスト削減を図る。

3. 利用者への支援

(1) 各生産活動業務計画

1) 椎茸栽培と販売

障害者支援施設あかしや寮の利用者の高齢化が進み、椎茸栽培が困難な状況になり、令和5年度からは当事業所が全面的に椎茸栽培を引き継ぐこととなった。

原木椎茸ならではの付加価値を付け、生椎茸、干し椎茸、椎茸加工品の販売を行う。販売先の新規開拓を行い、既存の販売先も含めて、購入者の目に留まるようなキャッチコピー、POP等を工夫する事で売上の増額を図る。

2) 園芸・畑作

畑作では、胡瓜、茄子、トマトなどの栽培を行う。利用者が水やり、草取り、収穫まで一環した作業に取り組む。

栽培計画に基づき、利用者の能力や適性を考えた作業配置を行い、楽しく意欲的に作業に取り組めるよう配慮する。

収穫した作物は、朝採り新鮮野菜だということをアピールして販売する。また、惣菜に加工して販売し、工賃へ反映させる。

園芸では、30年以上にわたり、地域の小学校・幼稚園・保育園などの卒業・入学シーズンに、アザレア（西洋ツツジ）の注文を受けて販売してきた。今ではアザレアの需要が減り、苗木農家が作らなくなっているため、別な花卉の販売を検討していく。

花苗なども園芸農家から仕入れ、移動販売先や無人販売所を設置して販売する。

3) 清掃業務委託事業

障害者支援施設あかしや寮の館内清掃業務に利用者が職員と一緒に従事している。作業手順の指導マニュアルを作成し、が、作業に従事できる利用者を増やしていく。

4) 移動販売

近隣事業所の協力を得て、弁当、惣菜、菓子類、畑で収穫した作物の移動販売を行う。購入者のニーズに沿った商品、季節にあった商品やクリスマスなどのイベント商品も用意し、売上向上を図る。

昨年度はコロナウイルスの流行もあり、利用者の同行を見送っていたが、今年度は感染症対策を講じて、利用者も販売員として同行する。

地域への貢献として、高齢や身体の不調があるなど、移動手段を持たないいわゆる買い物難民といわれる人達のために、食料品、日用品、衣類などの買い物代行や移動販売をすることが可能か検討していく。

5) 飲食店（レストラン「味彩亭」）

コミュニティーパーク三沢の入居者、職員などを対象として食事の提供を行う。レストランとして営業するため、お客様に気持ちよく利用してもらえるように、利用者は、ホール内の清掃、配膳等のサービスを行う。また、厨房内で調理補助、

盛り付け、食器洗浄なども行えるように支援する。

今年度は、味彩亭での作業に参加できる利用者が増えるように、レストランの紹介に努める。

高齢な入居者の施設であるため、調理スタッフは、新型コロナウイルス、インフルエンザ、食中毒の感染対策を十分講じて業務に当たる。

6) 請負作業

地域の会社から、ニンニクほぐし、加工作業を請け負っていく。作業の工程で、利用者それぞれが出来る事を自分で決め、主体性を重んじた作業提供を行う。

決めた作業は責任を持ち最後まで行うことで責任感を養い、達成感を味わうことができるよう支援していく。

(2) 工賃向上の新規作業開発計画

これまで椎茸は産直所での販売のみであったが、地元のスーパーの生産者直接販売コーナーにも商品を納め、原木椎茸のPRを行うとともに利益の確保につなげる。

(3) 就労移行へ向けた支援

一般企業に就労希望があり、且つ、その能力がある利用者に対しては一般企業での就職を目指した訓練・支援をしていく。また、利用者の特性に合った就職先が見つかるように、各関係機関との連携を図っていく。

(4) 相談及び援助

利用者や家族から相談があった場合は、面談の時間を設けて対応する。

利用者の了承のもと、職員や相談支援専門員との情報共有を図り、統一した支援を行い、問題解決に努める。

普段から利用者が職員へ相談しやすいような関係作りに努める。

(5) 生活支援

社会人としてふさわしい生活習慣、挨拶などができるように働きかける。

感染症の予防対策として、来所時、作業終了後の手洗い、手指消毒の支援を行う。

利用者の状態に応じて、口腔ケア、血圧測定、排泄確認などの支援を行う。

季節の変わり目には、服装の確認を行い、利用者様が快適に過ごせるように支援する。

(6) 健康管理

送迎車で迎えに行った時と事業所に到着した時点で検温を行い、感染症予防と疾病予防を重視した健康管理を行う。

気温や天候によって、作業内容や作業場所を調整する。

体調の変化に直ぐに気付けるように、日頃から利用者の状態把握に努める。

体調不良が見られた時は、速やかに家族へ連絡し、医療機関の受診を依頼する。

希望があれば、あかしや寮入所者の定期健康診断時に、検査を受けられるよう配慮する。

手洗い、手指消毒がおろそかにならないように、随時声掛けを行って感染予防に努める。

昼食後の歯磨きを徹底するために声掛けを行い、虫歯予防に努める。

年2回、歯科嘱託医による検診を行い、結果は家族に報告する。

(7) 食事提供

事業所での昼食を希望する利用者には、給食を提供する。家庭から弁当を持参する場合は、冷蔵庫で保管するなど食品の管理に注意する。アレルギーを持つ利用者は、家庭から弁当を持参してもらう。

提供する食事は、栄養バランスの取れたメニューを適温で提供する。食べる楽しみを増やすために、嗜好調査を行い、希望する献立を取り入れていく。季節に応じたメニューや行事食を提供し、バラエティーに富んだ食事を提供する。

ビュッフェ食では、他者の事も考え、取り分ける量を調整するなどのマナーも身につくよう支援する。

食事準備の手伝い、下膳の手伝いを行っていただき、食事のマナーについても意識付けを行っていく。

(8) 社会活動支援

地域の道路清掃に参加し、利用者が地域住民の一人である事を自覚する機会とする。地域行事等への参加を通し、地域で生活するために必要なスキルを獲得する機会とする。

(9) 虐待防止対策

虐待防止研修を行い、虐待事例からの教訓をもとに、職員間で意見交換、情報共有をする。

虐待防止マニュアル、チェックリストを活用し、職員の支援方法について振り返り、対応の検討を行うことで、虐待に対する意識付けを図り、虐待防止に努める。

(10) 利用定員充足・利用率向上計画

関係機関との連携を密にして新規利用者の獲得に努める。

特別支援学校進路担当教諭との関係を良好に保ち、卒業後の進路決定に必要な実習の受け入れを積極的に行う。

(11) 建物・設備整備計画

建物は、異常が無いか定期的に確認を行う。設備は必要時に使用できないことがないように定期的点検を行う。異常や破損にすぐ気づけるよう正常時の状態の把握に努め、不具合があった際は速やかに対応する。

(12) 年間計画

月	内 容	月	内 容
4	これから一年頑張ろう会	10	収穫祭
5	近隣道路、側溝清掃活動	11	避難訓練（火災）
6	避難訓練（地震）	12	事業所内大掃除
7	七夕、短冊制作飾りつけ	1	雪像作り
8	事業所内大掃除	2	節分、手洗い勉強会
9	事業所周辺環境整備	3	一年間お疲れ様会

(13) スキルアップ研修計画

よりよいサービスの提供を行うための専門知識の習得、事業を円滑に進めるためスキルアップ研修を行う。

月	内 容	月	内 容
4	事業計画について （就労継続支援事業所の役割）	10	虐待防止について
6	個別支援について （アセスメントの必要性）	12	電話・お客様への対応マナー
8	植え付け作物の管理方法	2	障害特性に応じた支援とは

生活介護事業所 わくわく

1. 基本方針

利用者の人権と意志を尊重し、その人が希望する生活を送ることができ、また自己実現ができるように支援をする。

利用者のニーズに応じた福祉サービスを提供し、楽しみややりがいにつながる取り組みを行う。心身ともに豊かに生活ができるように支援を行う。

利用者、家族から信頼を得て、安心して通所できる事業所となるよう心がける。

利用者が創作活動などで製作した作品の感性と芸術性を広く地域に知っていただき、障害の有無に関わらず、豊かな表現が可能であることを啓発する活動を行う。

2. 重点目標

- ① 関係機関との連携を図り利用者の定数確保及び稼働率の向上に努める。
- ② 利用者、家族が安心して事業所を利用できるように情報の提供、信頼関係の構築に努める。
- ③ 基礎疾患を持っていたり、身体機能が低下したりしている利用者もいるため、新型コロナウイルス感染防止対策は継続して行う。手洗い、手指消毒、換気、三密の回避などの重要性を職員だけではなく、利用者や家族にも機会ある毎に説明し、協力を求めていく。
- ④ 多様な利用者の要望に応じて、活動内容の充実を目指す。
- ⑤ 様々な創作活動を通して、利用者独自の視点や完成による作品作りを促し、展示会へ出展することを目標に、意欲的に創作活動に取り組めるよう作業環境を整備する。

3. 利用者への支援

(1) 生活支援

1) 食事介助

自力にて食事を摂取できない利用者には咀嚼、嚥下状態を確認しながら介助する。

自助食器や昇降テーブルの利用など、利用者一人ひとりが食べやすい方法を常に考え、配慮した介助を行う。

嚥下機能低下予防の為、嚥下体操を食事前に実施する。

2) 入浴介助

身体の清潔を保ち、快適な時間となるよう入浴介助を行う。必要に応じてシャワーキャリー、ノンスリップマットを使用し入浴中の転倒など事故がないよう細心の注意を払う。

入浴時には、皮膚疾患や傷などがいないか確認し、異常があった場合には、家族へ連絡する。

3) 排泄介助

利用者の排泄リズムに合わせた排泄介助を行う。

排泄状況の記録を行い、排泄物に異常が認められた場合には家族に報告し、健康管理のため情報の共有化を図る。

4) 口腔ケア

昼食後の歯磨き支援を行い、虫歯や歯周病などの疾患予防に努める。感染症予防対策のため、支援者はエプロン、フェイスガード、手袋を着用する。

歯科嘱託医の検診が年2回あるため、結果を家族へ報告し、治療が必要な場合は、早期受診を勧める。

5) 創作・文化活動

① 創作活動

利用者の障がいの特性、能力、興味に適した内容を提供し、想像力を養い、自己表現が自由に出来る活動を目指す。

完成した作品は、事業所の屋外から見える壁面に展示するほか、事業所内の展示スペースを開放して見学できるようにする。

地域の方々へ事業所の取り組みと作品の情報発信を行い、障害者福祉の啓発を行う。

作品展に出展し、多くの人に作品を見ていただく機会を増やしていく。

② 音楽活動

合唱、リズム体操、楽器演奏を行い、楽しみながら気分転換を図る。

音楽に合わせて身体を動かすことで、創作活動以外でも利用者の感性を表現できる場とする。

③ 園芸活動

草花や野菜などの植物や身の回りにある自然とのかかわりを通して、心や身体の健やかな育成、健康の増進を図ることを目指す。

花壇に植えた花の手入れを行い、その生長を観察することで、植物を慈しみ、季節の変化を感じられるよう配慮する。

ミニ菜園では、利用者が手入れがしやすい野菜を選び、栽培する。

花壇や菜園、プランターの水やりなど植物を育てる体験を通して、喜びや楽しさを味わうことで、心身の健やかな成長につなげていく。

④ 調理活動

衛生面での支援を徹底し、育てた野菜を取り入れたメニューや簡単なお菓子作りをする。

各々が役割分担をしながら作り、一緒に食べる事で楽しい時間を過ごす。

(2) 保健衛生

利用者、家族の相談などに対応し、日々の健康管理、状態把握しながら、体調変化の早期発見に努める。

感染対策マニュアルに沿い、利用者様及び職員の健康管理、環境衛生に努める。

支援に必要となる医療的知識についてスキルアップ研修を行い、基礎的知識の習得を目指す。

希望があれば、入所施設利用者の定期健康診断時期に検診が受けられるように配慮する。

(3) 食事提供

栄養バランスの取れたメニュー、季節の食材を取り入れたメニュー、行事食などをわくわく厨房内で調理し、適時適温で提供する。

利用者の咀嚼、嚥下機能に合わせた食事形態を提供する。食事中は穏やかな音楽を流し、リラックスして食事が出来る環境を整える。

食べる楽しみを増やすために、嗜好調査を行い、希望する献立を取り入れ、季節に合わせたメニューや行事食など、バラエティーに富んだ食事を提供する。

ビュッフェ食では、他者のことも考え、取り分ける量を調整するなどのマナーも身につけることができるよう意識づけていく。

それ以外の場面でも、機会ある毎に食べ方や姿勢など食事マナーについて意識付けを行っていく。

(4) 虐待防止対策

虐待防止研修を行い虐待に対する知識を深める。支援者に対するストレスチェックを行い問題点の把握、改善を行う。

日々の支援において常に虐待に対する意識を持ち、虐待防止マニュアル、チェックリストを活用し支援内容、対応を振り返る機会を設け虐待防止に努める。

(5) 利用定員充足・利用率向上計画

実習、見学依頼を積極的に受け入れ、実習後には学校担当教諭、家族との関係性を良好に保ち、近隣市町村の相談支援事業所、福祉課と連携を図りながら新規契約者獲得に努める。

利用者の好きなこと、興味のあることを見出し、活動内容の充実を図り利用率の向上につなげる。

4. 建物・設備整備計画

年2回大掃除を実施する。

建物、設備に異常があった場合は、直ちに対応し改善する。

5. 年間計画

月	行事・イベント	月	行事・イベント
4	創立記念日	10	ハロウィン
5	花・野菜苗植え	11	芋スイーツ作り
6	Art to You! 作品展応募	12	忘年会、大掃除
7	野菜収穫、流しそうめん	1	書き初め、凧あげ
8	大掃除	2	節分
9	レクリエーション大会	3	ひな祭り

6. スキルアップ研修計画

支援内容の充実を図り、よりよいサービス提供のためスキルアップ研修を行う。

月	内 容	月	内 容
4	事業計画読み合わせ	10	電話・来訪者への対応マナー
6	個別支援計画書作成について	12	季節性感染症防止対策について
8	身体拘束・虐待防止	1	トランスファー

共同生活援助事業所すみれハイツ

1. 基本方針

共生社会の実現と意思決定支援を基本に、自立と社会参加を促進し、入居者一人ひとりが地域生活者としての意識を高められるよう支援する。

入居者が家庭的な雰囲気のもとに毎日楽しく充実した生活を送ることができるよう入居者に寄り添った支援に努める。

2. 重点目標

- ① 虐待、拘束防止委員会を毎月開催し入居者の人権尊重や個人の尊厳、プライバシーに配慮した支援サービスに努める。虐待防止に関する研修を開催し、支援員、世話人の意識改革と虐待防止の徹底に取り組む。
- ② 入居者が地域において安心かつ安全に生活を送ることができるよう新型コロナウイルスなどの感染症などに対する基本的な予防対策と健康管理の徹底を継続する。入居者の健康、衛生面に留意し手洗い、消毒などによる感染防止対策の強化を図る。感染者が発生した場合に備え、必要物品を備蓄する。
- ③ 地域行事への参加や地域にある公共施設の活用などを通し、入居者一人ひとりが日々の生活に生きがいを持てるよう、入居者の意思決定を重視し、意向に沿った支援に努める。
- ④ 法人発行の広報誌やホームページ、パンフレットを活用し広報活動を行う。入居希望者への見学対応や体験利用を積極的に受け入れ、入居者の確保に努める。
- ④ 老朽化した住宅（すみれハイツ）のリフォームを行う。他の2棟も建築から10年以上経過しているため、外装、玄関、居室、備品のメンテナンスを計画的に行っていく。
- ⑤ 入居者の高齢化、障害の重度化が進んでいるため、休日・夜間の医療機関の受診に備え、入居者の既往歴、服薬情報などを整備していく。

3. 利用者への支援

(1) 日中活動

1) 生活支援

個別支援計画に基づき、一人ひとりの障害特性やニーズを考慮した適切な支援に努め、日常生活面における支援の他、日頃のコミュニケーションおよび相談を重視する。

入居者との対話や意見交換などの場にて、要望などの抽出を図り、入居者の利用満足度向上に努める。

2) 地域生活支援

金銭管理、服薬管理、外出、買物、対人関係、地域資源の活用などについて、助言や支援を行い、地域生活に支障がないように努める。

3) 地域活動参加支援

地域住民の一員として、地域行事への参加や公共施設を活用しての支援サービスに取り組み、地域理解と共生社会への実現に努める。

4) 自立生活スキル向上支援計画

フェイスシートの見直しや再アセスメントを行い、生活を送る上でどのような問題点があるのかを把握し、個別支援計画に反映させ、支援内容及び進捗状況の確認を行う。

自己決定に基づいて主体的な生活を営み、障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加することができるよう援助する。

(2) 健康管理

感染症などに対する意識を高め、入居者のバイタルサイン、体重、皮膚、精神状態等の把握に努め、体調の変化や異常に対し速やかに対応できるよう関係機関と連携して対応する。

定期検診や栄養指導等を行い、疾病の予防、早期発見に努める。

地域生活の継続が困難または事故などのリスクが高いと判断される入居者には必要に応じて適切な福祉サービスへの移行に向けた調整会議などを行い適切な対応に努める。

(3) 食事提供

入居者の健康や嗜好に配慮した食事を提供する。季節の食材を多く使用し、食文化の豊かさを感じられる献立作りに努める。

明るく楽しい食卓作りを心がけるとともに食事マナーへの助言や支援を行う。

(4) 虐待防止対策

グループホーム内における虐待防止や権利擁護を更に推進するために、法人が定める「虐待防止マニュアル」に基づき、虐待防止に関する研修や虐待・不適切行為チェックリストなどを活用しての検証を行い、意識改革と虐待防止の徹底に努める。

(5) 連絡会議

年2回、上半期と下半期に支援員と世話人が参集し、情報の共有や課題解決に努める。

(6) 福祉サービスの向上

8月に福祉サービス共通基準自己評価と入居者調査を行う。調査結果に基づきサービス提供状況を把握し、検証と見直しを行いサービスの向上に努める。

グループホームの今後を見据え、重度化や高齢化に対応する専門性の確保や向上につながるよう、関係する外部研修会への参加や施設内での外部講師研修などの充実を図る。

サービスの質の向上と専門性を兼ね備えた人材の育成に努める。

(7) 建物・設備整備計画

入居者が安心・安全に生活が送れるよう、各グループホーム内外の安全点検と必要に応じて補修、改善を随時行う。開設から長期間が経過し、経年劣化や改修などが必要な箇所は、計画的に対応する。

環境整備では日常清掃の他、各種設備の保守管理を行うとともに、敷地内の草刈りや除雪などの環境整備を入居者、支援員、世話人が合同で行う。

(8) 年間計画

すみれハイツ・クリスマス

月	内容	月	内容
4	地区清掃活動 花見の会	10	秋の味覚を楽しもう
5	菖蒲湯に入ろう（端午の節句）	11	防災訓練 大掃除
6	バーベキュー	12	クリスマス会 忘年会
7	夏の味覚を楽しもう	1	町内新年会 初詣・新年会
8	大掃除 町内夏祭り	2	節分
9	敬老会	3	ひな祭り

ベリー

月	内容	月	内容
4	今年度挑戦したい事発表会	10	ベリー秋祭り
5	花見	11	おしゃれなカフェに出かけよう
6	野菜の種を蒔いてみよう	12	クリスマス
7	七夕BBQ	1	初詣・新年会
8	夏だ！ドライブGO	2	節分
9	手作りランチ会	3	桃の節句女子会

(9) 研修計画

法人主催の研修会や関係する外部の研修会に参加し、スキルアップに努める。

月	内容	月	内容
4	事業計画書読み合わせ	10	障害の種類、特性について
5	ビジネスマナーについて	11	AEDの使用方法について
6	嘔吐物処理方法について	12	虐待防止、権利擁護について
7	虐待防止、権利擁護について	1	マニュアル読み合わせ
8	ガウンテクニックについて	2	障害の種類、特性について
9	誤嚥時の対応について	3	虐待防止、権利擁護について

相談支援事業所 あかしや寮

1. 基本方針

障害児・者の意思および人格を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、適切な計画相談支援を行い、利用者の意向を踏まえ、必要な福祉サービスへの利用へとつなげる。

障害児・者またはその家族からの相談に対し、思いや希望を確認しながら、必要な情報を提供する。

2. 重点目標

- ① 法人事業所の利用者を中心に、計画相談、モニタリングを遅延無く行う。
- ② 請求の遅延や誤りが無いよう、モニタリング時期や受給者証更新時期などの管理を正確に行う。
- ③ 市町村や近隣の障害福祉サービス関係機関と情報共有し、地域ネットワークの構築に努める。

3. 相談者への支援

- (1) 本人およびその家族の願いを最大限に尊重し、面談や聞き取りには懇切丁寧に対応する。
- (2) 本人の心身の状況や、置かれている状況を正確に把握し、適切な福祉サービスの利用へとつなげる。
- (3) 障害福祉サービスの利用に関する意向を踏まえた上で、サービス等利用計画書を作成する。必要に応じてサービス調整会議を行い、障害福祉サービス事業所と情報を共有する。
- (4) モニタリングについては、感染症対策に配慮し、必要に応じて電話やリモート面談などで対応する。

4. 関係書類提出

- (1) 地域の方や相談支援事業所から相談や問い合わせがあった際は、おいらせ町指定の様式を使用し、相談内容を記録・管理する。
- (2) 支給決定時に市町村が定めたモニタリング期間を把握し、時期の管理を徹底する。
- (3) 障害者相談支援事業受付書を基に、月々の相談件数や相談内容をおいらせ町役場へ提出する。

放課後等デイサービス事業所 キッズハウス ピッピ

1. 基本方針

利用者様一人ひとりの発達に応じて、利用者主体の個別支援計画書を作成し、継続的に発達を促すことができる療育プログラムを提供する。

様々な活動を通し日常生活動作の習得、自己肯定感、コミュニケーション力を育み未来へとつなげる支援を目指す。

2. 重点目標

- ① 活動の充実を図り、稼働率向上に努める。
- ② 利用者一人ひとりに合わせた支援の充実を図るため、職員が専門職としての知識を身につけ、責任感と主体性を持って支援を行うことができるよう毎月研修を行う。
- ③ 感染症予防対策、環境整備を徹底し、利用者、職員の健康や安全を守る。

3. 利用者への支援

(1) 日中活動

1) 生活支援

個々の特性に応じたスケジュールを設定し、見通しを持って活動できるよう支援する。

身だしなみ、食事や排泄等の日常生活に必要な基本的動作を身につけることができるよう、職員全体で個々の実態に合わせた支援を行う。

獲得した動作は学校や家庭を始め、多様な状況への般化につなげていく。

2) 創作・文化活動

折り紙、紙粘土、絵の具、クレヨンなど様々な素材を提供し、絵画や工作などの創作活動を行う。創作への意欲、興味関心を高め、楽しく表現する活動ができるよう支援する。

発達段階に応じた言語の表出を促し、詩や作文などの文章による表現へつなげていく。作品は、芸術展などに応募し、広く発表する機会とする。

3) 自立課題

認知能力、手指の巧緻性、学習面の向上を目指し、一人ひとりの実態に合わせた自立課題を提供する。

自立課題を日課にすることにより、自分の力で課題に取り組む姿勢、一定時間課題に取り組む経験を積み重ねていく。

4) 調理

食べ物の大切さを知り、協力して調理を行うことで楽しみながら協調性を養う。

電子レンジなどの調理器具を活用し、簡単な調理方法を知ることにより自分で食べる物を自分で作る喜びを経験する。

5) 園芸活動

花壇や植木鉢に花を植え、成長を観察し、自然と触れ合うことで季節を感じるとともに、植物の世話をすることで優しい心と感性を育む。

6) 運動・体力作り

健康な体作りを目指し、児童の発達段階を捉えた運動を実施する。

室内ではバランスボールやクッショントランポリンなどを用いた軽運動、屋外ではサッカーなどのルール遊びを基本とした粗大運動を実施し、他者との協調性やルールを守る意識の定着を図る。

(2) 健康管理

平日利用時には送迎車乗車時、来所時の二回、学校休業日の利用時には一日三回(来所時、昼、夕方)の検温を行う。また、連絡ノートや送迎時の申し送りを通して、学校や保護者様と情報交換を行い、利用者の健康管理や状態把握に努める。

1) 食事提供

学校休業日に希望者には、バランスの取れた給食の提供を行う。

食物の栄養の必要性、食事の時のマナーを機会ある毎に伝え、意識付けを行う。

2) コロナウイルス感染防止対策

業務継続ガイドラインに沿って、福祉サービスの継続を図る。

室内の換気、手指の消毒などの感染予防対策を継続し、職員及び利用者の健康維持に努め、安心して利用していただけるよう努める。

(3) 虐待防止対策

法人全体で整備している虐待防止マニュアルを活用し、職員研修を行う。

利用者の人権の尊重、権利擁護の観点に立ち、日々の支援を振り返る機会を毎月の支援会議の際に設ける。日常の業務、利用者支援の問題点、改善点などは一人の職員が抱え込むこと無く、職員全体で共有することで、個々の職員のストレス軽減につなげる。

(4) 家族連携

毎日の送迎時に、その日の利用者の様子をお伝えし、情報共有を図る。家庭での様子を知り、実態を把握し日々の支援に活用する。

家族からの要望や相談には迅速に対応する。

(5) 関係機関連携

利用者が通う学校、相談支援事業所、市町村福祉課、保健所などとの情報共有を図り、関係各所で共通した支援を行う。

4. 利用定員充足と利用率向上計画

学校、市町村福祉課、相談支援事業所などから情報収集に努め、新規利用者の獲得につなげる。

近隣の保育園、こども園に広報の配布、夏期休業中、冬期休業中のお試し体験会のお知らせを配布することにより、当事業所のPRと新規利用者獲得を目指す。

保護者、利用者日々の活動の様子、毎月の行事などの情報を発信し、利用者数が少ない土曜日や祝日の稼働率向上につなげる。

5. 建物・設備整備計画

(1) 清掃

日々、施設内外の清潔、環境整備を心がけるとともに、7月、12月には大掃除を実施し、普段手入れの難しい箇所の清掃や環境整備を実施することにより、利用者が心地良く過ごせる環境づくりに努める。

2) 建物・設備管理

職員各自の担当場所に関して、定期的な建物・設備の点検を行い、不具合箇所がある場合には速やかに修繕し、常に利用者が安心、安全に過ごせる環境を整える。

施設設備に関しては、適切な使用方法、職員が実施可能なメンテナンス方法を熟知し、毎日の活動や業務に支障が出ないよう心がける。

6. 年間計画

毎月の行事の他に、月末にお誕生会を実施する。(該当者がいる月のみ)

外出を伴う行事に関しては、今後の感染症の状況に応じて内容を変更して実施する。

月	内 容	月	内 容
4	お花見	10	ハロウィンパーティー
5	子どもの日お祝い	11	三沢航空科学館散策
6	宝探し	12	クリスマス会
7	七夕祭り	1	お正月遊び
8	水遊び	2	節分
9	カワヨグリーン牧場遠足	3	一年間お疲れ様会

7. 研修計画

毎月、下記の通り研修を実施するとともに、必要に応じて利用者の事例検討を含む実践的な研修も取り入れていく。

月	内 容	月	内 容
4	発達障害の特性理解	10	構造化と合理的配慮
5	放課後等デイサービスとは	11	記録の取り方について
6	個別支援計画書について	12	感染症予防対策について
7	虐待防止について	1	応用行動分析を用いた事例検討
8	アセスメントについて	2	固有のコミュニケーションについて
9	自立課題について	3	氷山モデルを活用した行動問題理解